

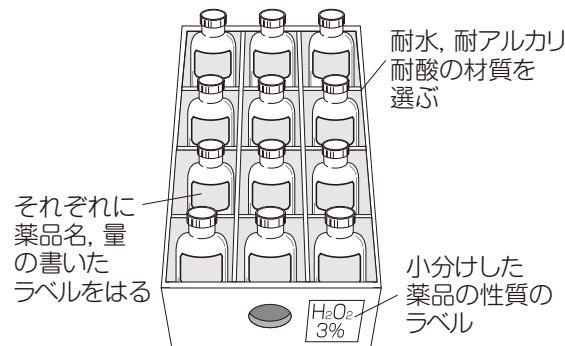
薬品の取り扱い、管理

1 薬品の保管について

- ・毒劇物に指定される薬品は、鍵のかかる薬品庫か薬品戸棚に保管する。
- ・薬品の内容をよく確認し、化学反応を起こす薬品同士は近づけないで離して保管する。危険度の高い劇物については薬品庫の下の段に保管する。また、濃塩酸などの蒸発性の高いものは、密閉容器にびんごと収納して保管する。
- ・調製した薬品を小さなびんに分けて保管するときは、小さく区切られた薬品箱を利用するとよい。
- ・薬品庫には転倒防止用の金具も取り付けておく。
- ・薬品台帳を準備し、購入時、使用時にその都度必要事項を記入していく。購入時には購入担当者が、使用時には使用者が記入する。
- ・使用期限を設けて、期限を過ぎた薬品は処分する。



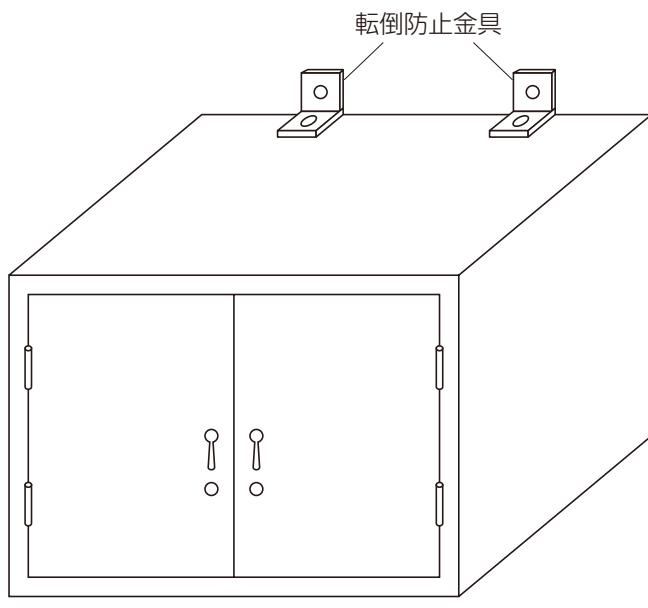
- ・反応を起こす薬品同士は近づけない。



- ・使用量ずつ分けたり、濃度を調整したりして小さな瓶に保管しておくと便利である。

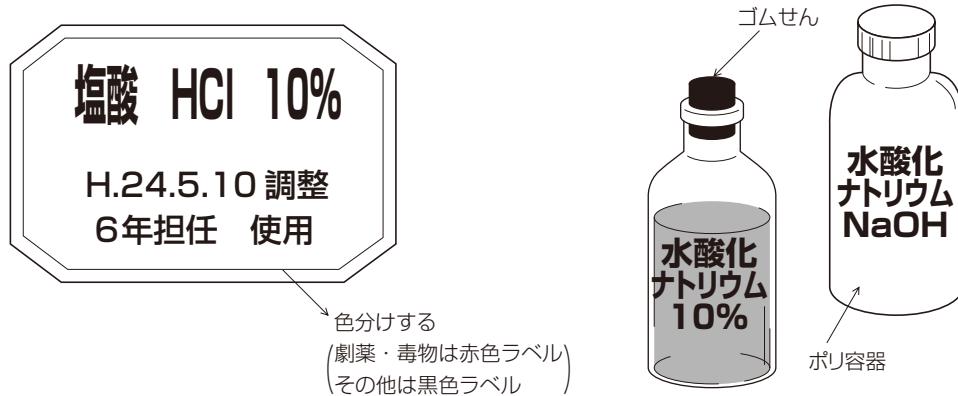


- ・蒸発しやすい薬品は密閉容器に。



2 保管用の容器について

- ・薬品の容器は、その薬品の性質を考えて選ぶ必要がある。
- ・水酸化ナトリウムなどは、ガラスを溶かす性質をもつ薬品である。間違ってガラス容器に入れておくとガラスのふたが取れなくなってしまう。特に固体のときは、ポリ容器に入れて保存する。空気中の水分を吸収するので、ふたをしっかりとする。希釈して保存する場合もゴム栓をしておく。
- ・過酸化水素水やヨウ素液、BTB液などは光で反応したりするので、希釈したあとも褐色びんに保存する。
- ・薬品を実験用に希釈したり、調整を行なったりするが、そのさいに必ずラベルを貼っておく。調整年月日や濃度も記入をしておく。ラベルを色分けしておくとよい。濃度は、%で表したり1L中の溶けている溶質のグラム当量数（規定濃度：N）で表したりする。



3 薬品の廃棄について

- ・普通の水溶液については、大量の水で流すことも考えられる。
- ・酸やアルカリなどの劇物については、中和しての処理も考えられるが、学校薬剤師などと相談をして処理を行なうとよい。
- ・酸素ボンベなどの容器については、必ず中にガスが残っていないことを確認して、釘などで穴を開けてから廃棄する。（安全で便利な穴開け器も市販されている）
- ・廃液を入れたポリタンクは児童に触れさせないよう、保管の仕方に注意する。

